



2025年度第5回食・消費者委員会を開催しました！

千葉県生協連では、毎年千葉県が食品衛生法に基づき策定する食品衛生監視指導計画(案)へ、意見を提出しています。今年度も事前学習として、2月6日(金)開催の2025年度第5回食・消費者委員会において、千葉県健康福祉部衛生指導課 食品衛生監視班主査 坂倉 佳佑さん、副主査 榎本圭佑さんから「令和8年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)」と令和7年度の実施状況についてご説明いただきました。講師を含み、9人が参加しました。



1. 学習 令和8年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)について

講師 千葉県健康福祉部衛生指導課 食品衛生監視班
主査 坂倉 佳佑さん
副主査 榎本 圭佑さん



講師：榎本 圭佑さん

令和8年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)における重点や昨年度の計画からの変更点など、その特徴などについてご説明いただきました。

「今年度の特徴として、令和3年のHACCPに沿った衛生管理の完全施行から5年が経過し、初めて営業許可施設の更新を迎える施設があるため、許可更新時にHACCPの遵守状況を確認すること、また令和7年に経過措置満了となった食品用器具及び容器包装ポジティブリスト制度の適性を確認すること、の2点を新たに共通監視指導事項に加えた」と説明を受けました。

その後の意見交換では、「食品ロス法」による賞味期限や消費期限の考え方の変更、遺伝子組み換え食品の検査状況、人員や予算などの体制整備など、多様な質問に対し、丁寧にご説明くださいました。特にHACCPの完全義務化に対する小規模な事業者への対応についての質問には、「まだ十分に理解・実施できていない小規模事業者が一部存在する。許可の更新時に必ず店舗へ伺うため、その機会に改めて重点的な指導を行っている。『記録をつけること』自体が目的化してしまい、本来の工程管理の目的が果たされていないケースがある。衛生管理の『意味』を理解してもらうための啓発を継続していく。」との回答がありました。

終了後の委員会では、生協連の意見書の内容と提出までの手順を確認しました。



主査 坂倉 佳佑さん

以上